

石垣市立崎枝小中学校いじめ防止基本方針

石垣市立崎枝小中学校

1 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立崎枝小中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「崎枝小中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立崎枝小中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

3 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・本校は小規模校で、仲がよく兄弟のような人間関係づくりができています。ただ、仲が良すぎる事から、相手の立場を考えない言動をすることが考えられる。

(2) 本校の課題

- ・日頃からいじめ未然防止の指導の充実に努める必要がある。

4 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

①学校の在り方、体制

ア いじめは外からは見えにくいことが多く、教諭だけではなく、全ての職員が関わる連携体制を確立し、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握します。

イ 定期的に、あるいは必要に応じて、いじめ問題への取り組みアンケート等により、取り組みの見直しや実態を把握します。

(2) 教育活動

- ①子供との信頼関係に基づき、正義感、人権尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせるよう指導を徹底します。
- ②道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ③一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ④子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）推進します。
- ⑤いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ⑥いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ⑦パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校におけるモラル教育の充実に努めます。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

- ①日頃から観察や日記等で内面の変化をとらえるように努めます。
- ②いじめのサインを見逃さないために、「いじめ早期発見チェック票」を作成し、早期発見に努めます。
- ③ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ④定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ⑤子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(4) いじめが起きたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ②子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ③いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ④速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
- ⑤犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

⑥いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。

ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。

イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。

ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

エ いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。

オ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

カ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

キ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

ク いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。

ケ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。

コ いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

サ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続けます。

シ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をします。

ス ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。

セ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

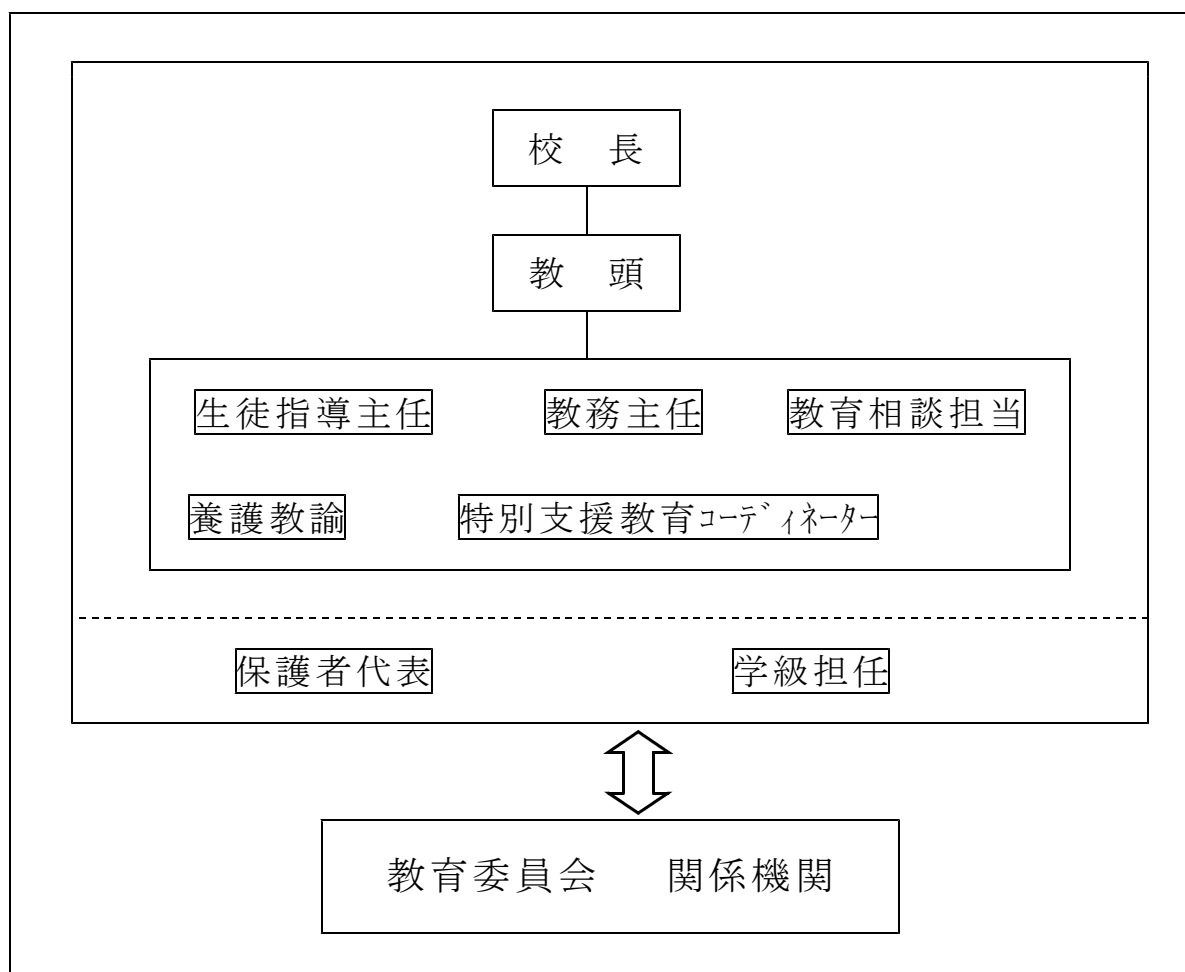
- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）」
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

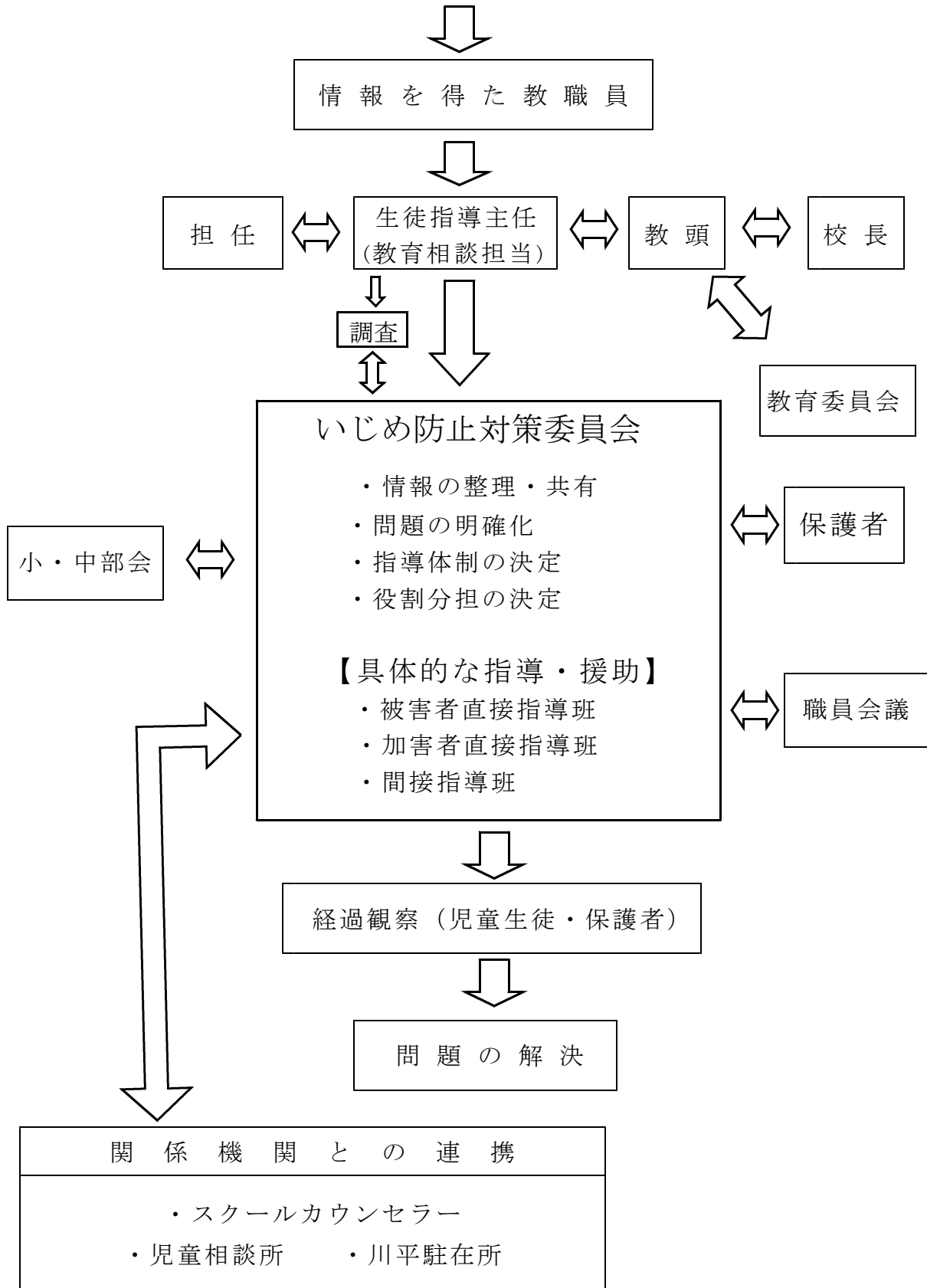
いじめ防止対策委員会組織図

石垣市立崎枝小中学校



いじめ問題への組織的対応図

いじめの発見、いじめの通報、いじめられた児童生徒・気になる児童生徒の発見（日常の観察・アンケート・教育相談・周囲や本人の訴え等から）



「いじめ早期発見チェック票」

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつもだれかの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 班にすると机と机の間に隙間ができる
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするすることがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線をあわせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で投稿することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると、冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

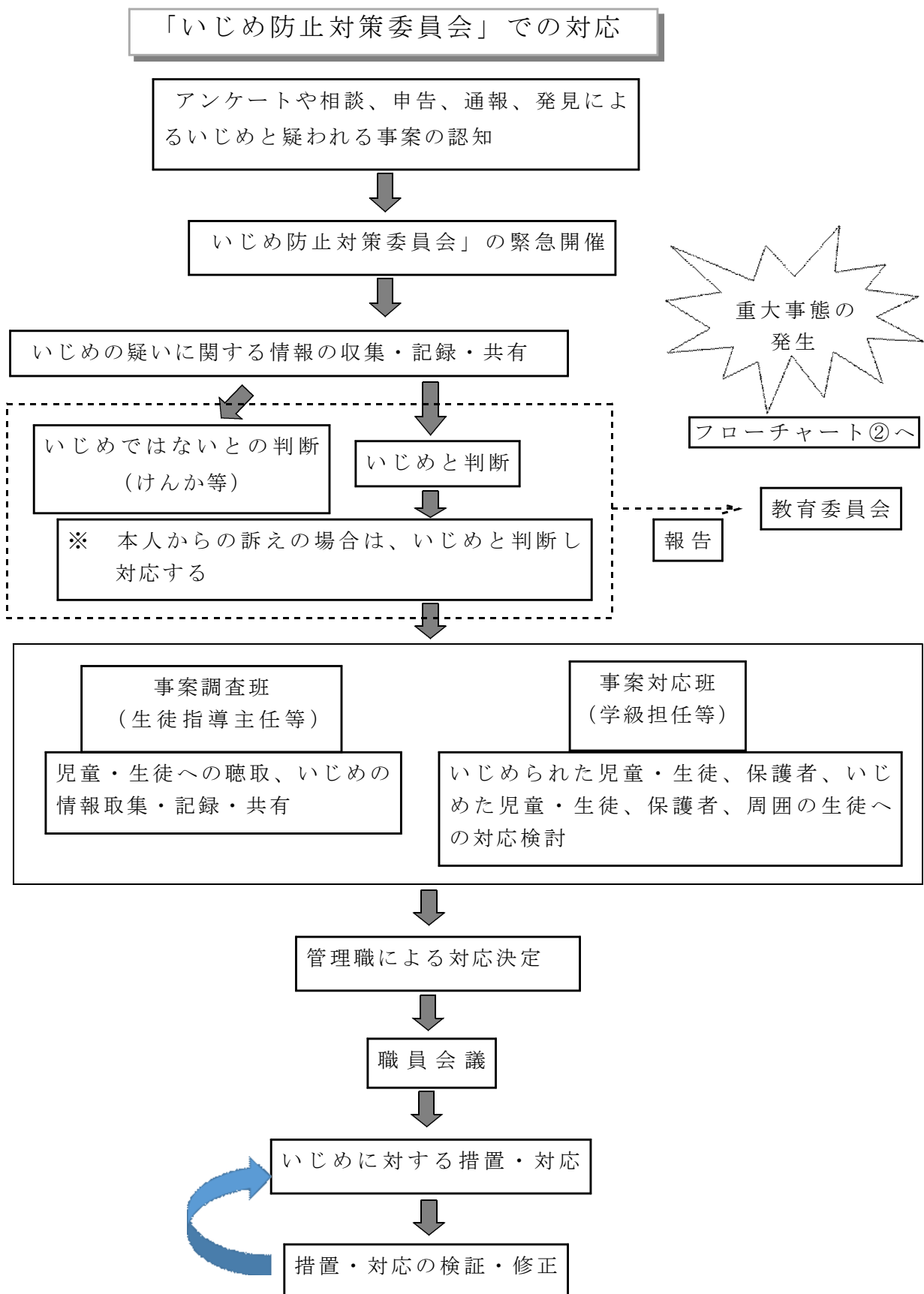
● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人のいう理由が一致しない
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

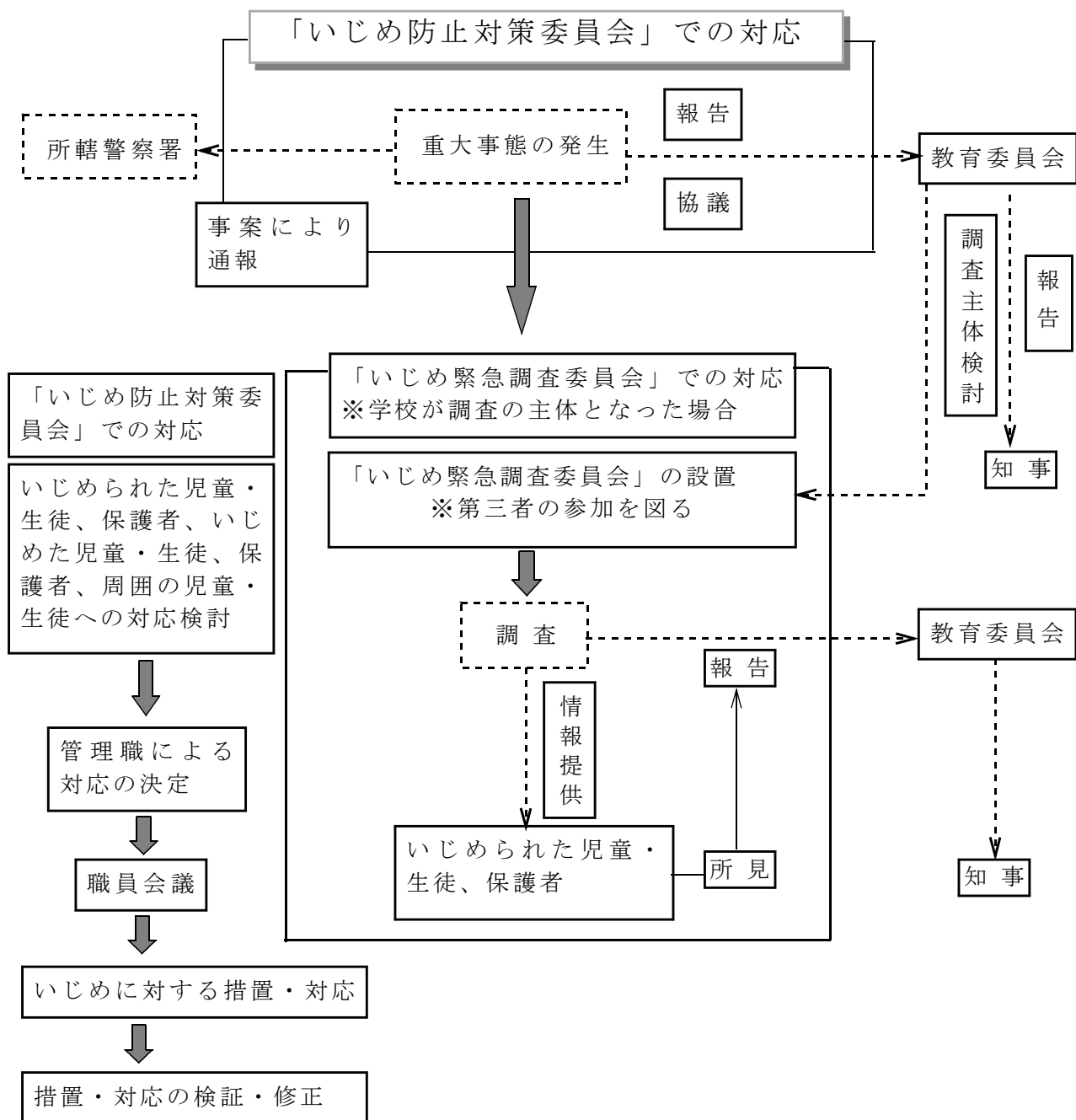
- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して、威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の子どもに対してきつい言葉をつかう

いじめ事案への対応フローチャート①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

いじめ事案への対応フローチャート②



※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・生徒、保護者に対して、適時、適切な方法で提供・説明を行う。